

商店街の にぎわい

ボランティアガイドの御園篤史さんが阪神尼崎駅前の中央商店街を、案内しています。尼崎の寺町と商店街を通る人気コースを歩きながら、ユーモアたっぷりの名調子で参加者を沸かせています。

商店街の一角にさしかかると突然御園さんが真剣な表情に…。過去に起きた火災のことを話し始めました。



御園篤史さん(63)

コラム 市民ガイドとまち歩き

各地で盛り上がりを見せる「まち歩き」。お気に入りの場所や思い出話を織り交ぜた市民ガイドは特に人気です。尼崎でも、地域ごとにさまざまなガイドツアーが実施されています。寺町を

中心に活動する「尼崎ボランティア・ガイドの会」には約40名が登録しています。制服の黄色いハッピーに袖を通せるようになるには、1年間の研修が必要だそうです。

解説モード

安心して使える 商店街に

たくさんの買い物客が行き交う商店街。「いらっしゃい!」「安いよ!」店先には、威勢の良い声が聞こえてきます。にぎわいを大事にしながら、安全に通れる商店街をつくるために、ここでも「都市計画」が役に立っています。

コラム

特別用途地区のいろいろ

その場所にふさわしい土地利用を積極的に誘導するためのルールとして、「特別用途地区」という都市計画があります。用途地域による建物用途の規制をさらに厳しくすることも、緩和することもできます。

【都心商業・業務特別用途地区】

まちの玄関口にふさわしい場所にするため、阪神尼崎駅周辺では工場や遊技場、風俗施設などの建設を禁止しています。

【工業保全型特別工業地区】

工場が集まる地域の操業環境を守るために、住宅や集客施設などの建設を禁止しています。

【住工共存型特別工業地区】

住宅と工場が共存できるように、危険物を扱う工場の建設等を禁じています。(16ページでも紹介しています。)

いざという時も活躍 商店街のアーケード

強い日差しや雨風をしのぐアーケードのおかげで、商店街を快適に歩くことができます。火災の時には屋根が開いて煙を外に逃がすことのできる防災上の工夫もされています。

にぎわいのためのルール 中央・三和商店街 特別用途地区

たくさんのお店が軒を連ねる中央・三和商店街が、安心して利用できるにぎわいのある商店街であり続けるために、「特別用途地区」という都市計画を定めています。商店街の通りに面した場所には倉庫や風俗店、1階部分が住宅となっているマンションなどは建設できません。



大河ドラマや七福神めぐりの話題も交えて、参加者の心をガッチリつかむ御園さん。ガイドで心がけているのは、まちの歴史をきちんと分かりやすく伝えること。平成2年(1990年)に発生した大きな店舗火災の話題にも触れ、商店街では毎年防災の啓発活動をしていることを伝えています。

用途地域は赤色 商業地域

阪神尼崎駅周辺は、本市を代表する商業・業務地です。用途地域を「商業地域」に定め、高い建ぺい率や容積率を認め、たくさんの人が集まる店舗や事務所が立地しやすくしています。

歴史をつなぐ

毎年9月になると築地地区は、だんじりのおはやしでにぎわいます。江戸時代から続く由緒あるお祭りですが、阪神・淡路大震災で一帯が液状化の被害に見舞われ一時中断していました。子どもの頃からだんじり好きだった栗山直人さん。まちの復興とともに復活した山合わせを、子どもや孫の世代にも受け継ごうと誓うのでした。



コラム 尼崎のだんじり祭

尼崎には、貴布禰だんじりまつり(8月)と、築地だんじりまつり(9月)の2つがあります。2基のだんじりが向かい合い、どちらが上に乗るかを競う「山合わせ」は、

全国でもこの2つの祭りでしか見られない、たいへん珍しいものです。地域では祭事や文化を大切にし、人とのつながり、郷土愛が育まれています。

栗山直人さん(32)

解説モード

復興のまちづくり

築地地区では、街区や道路を整理し災害に強いまちにつくりかえる「土地区画整理事業」と、震災で被害を受けた住宅地に、市営住宅を建設するなど、住環境の整備改善を図る「住宅地区改良事業」の二つを同時に進める全国でも珍しい取組で復興を図りました。地元の人たちでつくられた「復興委員会」と市がお互いに「まちの未来図」を出し合い、話し合いながら事業を進めました。

まちの使い方を決める 地区計画と 土地利用

震災前の築地地区は、住宅と工場が混在していましたが、震災後は「土地区画整理事業」により、住宅と工場を分離し、それを地区計画で保つ仕組みをつくりました。

住環境を改善するための 復興住宅

「住宅地区改良事業」により、震災後も地区の住民がこのまちで暮らし続けることができるようにと建てられました。

江戸時代の記憶を物語る 景観デザイン

震災後に建てられた復興住宅では、江戸時代から続く昔のまち並みの面影を残すため、瓦屋根やうだつ、むしこ窓という伝統的なデザインを取り入れて、城下町のたたずまいを今に伝えています。

伝統を守る地域の若者たち だんじり保存会

年に1度の晴れ舞台に向けて、だんじりの手入れを担うのは地域の若者たち。車輪や装飾品を直したり、太鼓や鐘の練習、祭りのあとの清掃など地域のために活躍しています。

液状化と土地のかさ上げ

地下水位が高く砂が多い土地の築地地区では、地震によって地盤が緩む「液状化」という被害に見舞われました。復興事業により、地下水位を下げ、さらに区域全体の土地を平均1.5m程度かさ上げすることで、液状化の対策をとりました。

コラム 市街地開発事業

目的によって、さまざまな市街地開発事業があります。9ページで紹介した市街地再開発事業もそのひとつです。

【土地区画整理事業】

宅地の区画形質を整え、道路、公園などの都市基盤の新設・変更などを行うもので、市街地開発事業の代表的な手法です。

住環境を守る

水路を泳ぐ魚をみつけて大喜びの栗山樹里ちゃん。
このあたりは特に閑静な雰囲気が特徴の住宅地です。
毎日愛犬と水路沿いを散歩する大島芳枝さんは、この
まち並みを残そうと活動する一人です。

コラム 閑静な住宅地を守るために

昭和初期に阪急電鉄により分譲された住宅地。中でも武庫之荘1～5丁目の一部では、「戸建住宅中心の緑豊かで閑静な住宅地」を実現するために、「地区計画」で色々なルールをつくりました。背の高い建物を規制するなど、武庫之荘らしいまち並みを守ろうというものです。その他にも、生活マナーや交通安全、防犯などを決めた自主的な協定を「地区計画」とは別に決めている地区もあります。

栗山京子さん(24) 樹里ちゃん(4)

大島芳枝さん(58)

解説モード

まちのルールづくり (地区計画等)

例えば武庫之荘4丁目では、住んでいるまちの環境を守るために、「低層戸建住宅の街区」と「沿道街区」の2地区に分けルールを定めました。住民アンケート、公開役員会や学習会を重ねて決められたルールを見てみましょう。

敷地面積の 最低限度の指定

現在のまち並みを保全していくために、「低層戸建住宅の街区」では、建物の敷地面積は、原則165㎡以上とするなど、敷地を分割する場合のルールが決められています。

ゆとりあるまち並み (建物の壁面の後退)

敷地面積に応じて、隣地や道路から建物の壁面を後退させることで、ゆとりあるまち並み形成を図っています。

低層なまち並み(建物の高さ制限)

低層で良好な住環境を守るため、「低層戸建住宅の街区」では建物の軒の高さは原則7m以下という厳しいルールを決めています。

暮らしのマナーアップ

「気品ある居住環境づくりのため」の協定では、「犬猫等ペットは他人に迷惑がかからないようにしつけましょう」、「生垣や緑化フェンスを勧め、玄関灯を点灯しましょう…」など住民同士の思いやりを大切にし、他人に迷惑をかけない暮らしを実現することを目的にしています。

コラム

その他の地域のルール

●建築協定

環境の維持などを目的に、建物などのルールを建築基準法に基づく協定として結ぶものです。平成27年(2015年)1月現在、東園田町7丁目地区などの2カ所で協定が結ばれています。

●寺町都市美形成地域

11ものお寺が集まって伝統的なまち並みが残る寺町地区を「寺町都市美形成地域」に指定して、その景観を守り伝えていくために、「寺町都市美形成地域景観ガイドライン」が作られています。お寺や住宅の外壁や屋根、植栽など、寺町の風情にあわせたデザインや色合いが定められています。

柳と水路のある風景

「十七の橋」という住民たちが番号をつけた水路にかかる小さな橋と、風に揺れる柳が連なる風景は、武庫之荘の特徴のひとつです。

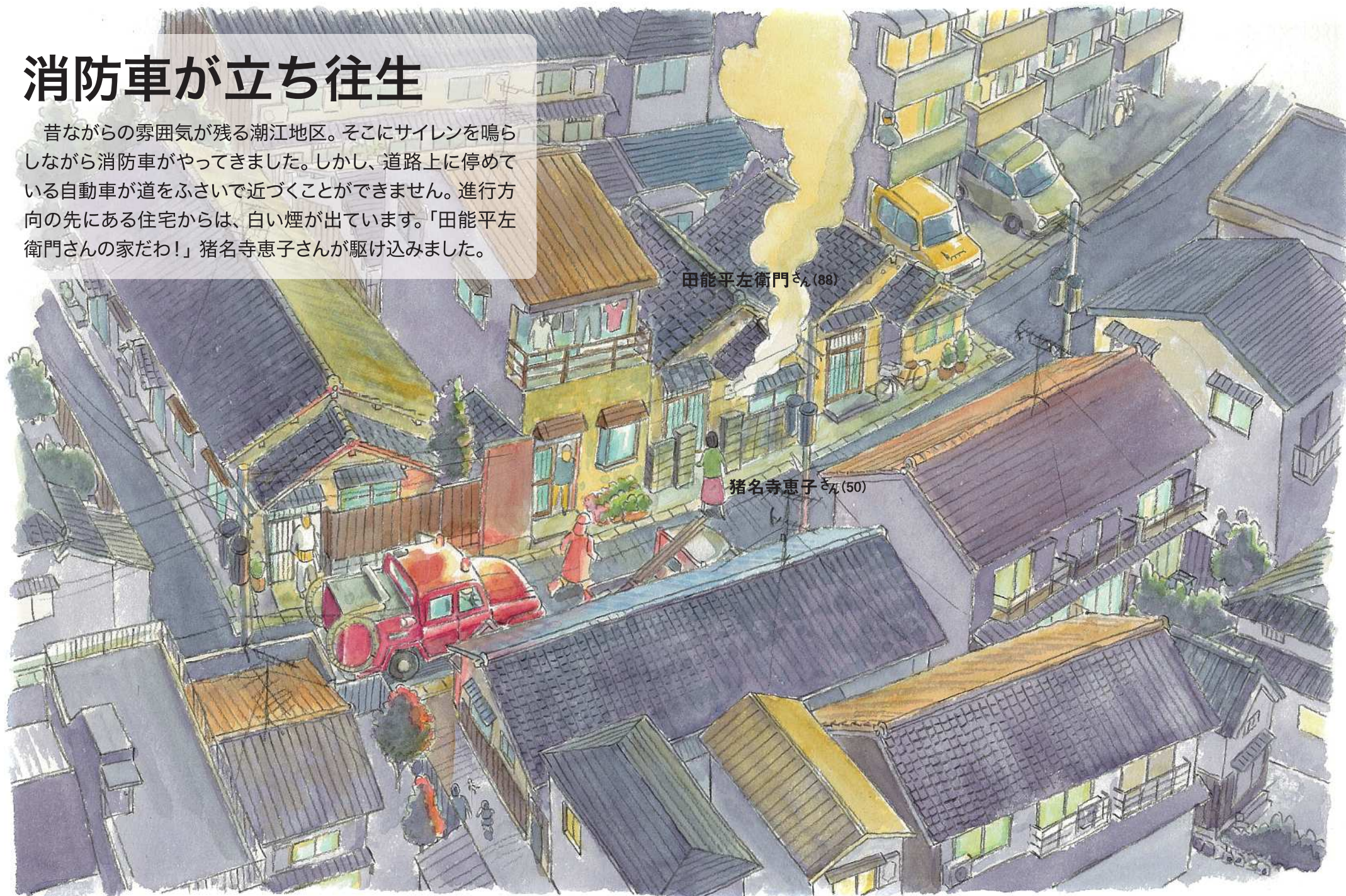
まちづくり協議会に参加している大島さん。地元の公園で花づくりに汗を流していましたが「大好きな武庫之荘の雰囲気をこれからも守りたい」とルールづくりに関心を持ち勉強会に通うようになりました。

消防車が立ち往生

昔ながらの雰囲気が残る潮江地区。そこにサイレンを鳴らしながら消防車がやってきました。しかし、道路上に停めている自動車が道をふさいで近づくことができません。進行方向の先にある住宅からは、白い煙が出ています。「田能平左衛門さんの家だわ!」猪名寺恵子さんが駆け込みました。

田能平左衛門さん(88)

猪名寺恵子さん(50)



解説モード

防災のルール

煙の正体は、田能さんが七輪で焼いていたサンマでした。「いやあ、すいませんねえ」玄関からひょっこり顔を出し、ばつが悪そうにご近所の人に詫言いました。JR尼崎駅に近い潮江地区は、昔ながらの下町情緒漂う良いまちです。その一方で、狭い道路が多く、木造住宅が密集している所もあります。住民の防災に対する意識が高く、「防災街区整備地区計画」という都市計画や「暮らしの作法」というルールを定めています。

防災力を高める

防災街区整備地区計画

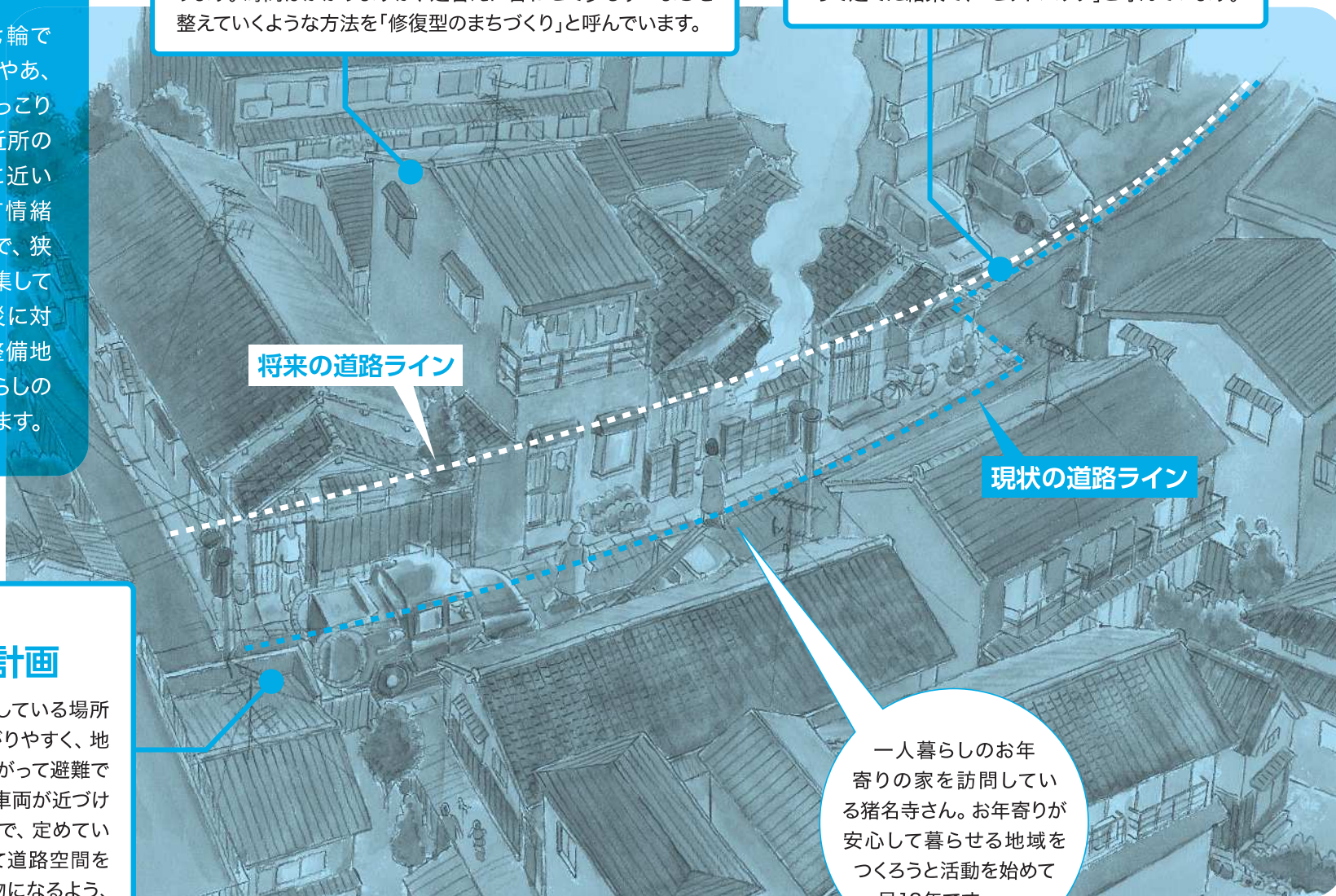
道路が狭く木造の建物が密集している場所では、火災が発生すると燃え広がりやすく、地震による倒壊によって道路がふさがって避難できなかったり、消防車などの緊急車両が近づけないなどの問題が起きます。そこで、定めているのは、建物の建替えに合わせて道路空間を広げ、耐震や防火性能の高い建物になるよう、まち全体の防災性を高めるためのルールです。

修復型のまちづくり

市街地を一度につくり変えることは、一定期間で事業が完了するものの、住んでいる人にとっては生活環境が一変し、大きなストレスがかかります。また、多大な費用を負担する必要があります。時間はかかりますが、建替えに合わせて少しずつまちを整えていくような方法を「修復型のまちづくり」と呼んでいます。

セットバックで広がる道路

新しく建てられた住宅の前の道路が、他の部分よりも広がっています。これは、建替えが進んだ将来、道路の幅が広がるように、少し後ろに下がって建てた結果で、「セットバック」と呼んでいます。



将来の道路ライン

現状の道路ライン

一人暮らしのお年寄りの家を訪問している猪名寺さん。お年寄りが安心して暮らせる地域をつくろうと活動始めて早10年です。

みんなで作るまちの公園

お花が大好きな大島芳枝さん。数年前から、ご近所の人と一緒にボランティアで公園に花壇づくりを始め、季節ごとの花植えを楽しんでいます。最近では、普段の公園清掃なども任されるようになりました。以前に比べて、明るくきれいになった公園には、朝からラジオ体操をするグループや、親子がお弁当をひろげる姿も。子どもからお年寄りまで、みんなが居心地良く過ごせる気持ちの良い公園となりました。



ワークショップ

市が新しく公園をつくるときや大きくつくり変えるとき、より愛着が持てるよう、どんな公園にしたいか地域住民のみなさんと話し合いをしながら、計画案をつくっています。

コラム 尼崎花のまち委員会

市民の手でまちを花で飾り、美しいまち並みを作ろうという市民ボランティア「尼崎花のまち委員会」。平成26年(2014年)12月末現在、845人(138グループ)の市民が種から苗を育て、公園や道路、駅前などを季節ごとの花で飾っています。



大島芳枝さん(58)

コラム 自主管理グループ

地域住民のみなさんの手で清掃、草取り、水やりなどの管理を行っている公園が、市内にはたくさんあります。身近な公園でのこれらの活動は、地域コミュニティづくりにも一役買っています。

わたしたちのまちづくり

尼崎市は、戦災復興、人口増加、公害問題、産業衰退、台風や地震、鉄道事故など多くの課題を乗り越えてきました。

課題を乗り越えるために、市民・事業者・行政は常に新しいことを「学び」ながらまちづくりに取り組み、暮らしやすいまちをつくってきました。

尼崎市では、新たな総合計画で将来の「ありたいまち」を掲げ、それに向かってさまざまな分野でまちづくりに取り組み始めています。その中のまちづくりとして、都市計画は重要な役割を担い、市民生活に深く関わっています。この読本をきっかけに、多くの方がまちづくりの入り口に立ち、そこから色んな分野のまちづくりへと関心が広がっていくことを願っています。



都市計画マスタープラン

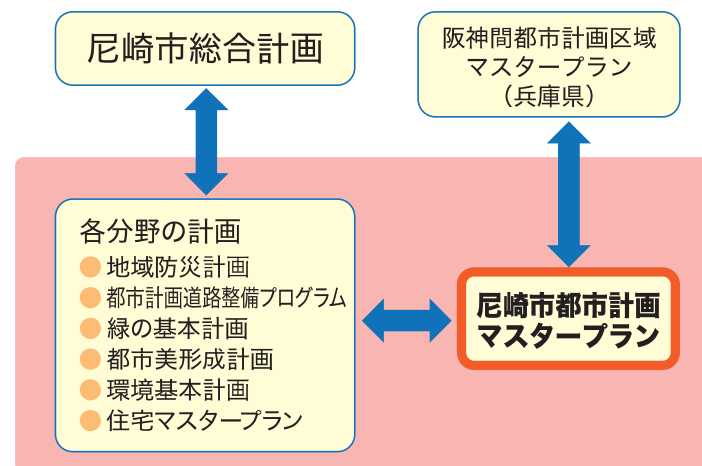
●どんなもの？

「都市計画に関する基本的な方針」です。土地の使い方や交通、環境、防災などの各分野の目標や、地域別の目標を示し、これからの10年間に目指すまちの将来像をまとめています。都市計画の「総合カタログ」とも言えます。

●役割

都市計画分野のまちづくりの目標を掲げ、みんなが同じ方向を向いて「協働のまちづくり」に取り組めるようにしています。

●その他の計画との関連



読本ではもの足りないあなたに
資料はこちら



※詳しい内容については、市ホームページからダウンロードするか、最寄の支所(地域振興センター)でご覧下さい。また、市役所で販売・配付もしています。

相談窓口 詳しくは下の担当までご相談下さい。

相談内容		担当課	電話番号
地域の まちづくり活動 について	まちのルールづくりについて相談(専門家の派遣、活動費用の助成)	都市整備局 市街地整備課	☎06-6489-6620
	花や緑に関する相談をしたい、 講習会や花づくりボランティアに参加したい	尼崎緑化公園協会	☎06-6494-9046
		上坂部西公園緑の相談所	☎06-6426-4022 ☎06-6426-7500
	まちづくり活動に対して支援してほしい	市民協働局 市民活動推進担当	☎06-6489-6132
	ボランティアをこれから始めたい		
	これからまちづくりに参加したい (市内の活動団体、団体設立に必要なノウハウ講座、 助成金についての情報提供)	中央地域振興センター	☎06-6413-5371
		小田地域振興センター	☎06-6488-5441
		大庄地域振興センター	☎06-6419-8221
		立花地域振興センター	☎06-6427-7770
		武庫地域振興センター	☎06-6431-7884
		園田地域振興センター	☎06-6491-2361
道路や公園、水路、 駐輪場などについて	道路や街路灯の維持管理に関すること	都市整備局 道路維持担当	☎06-6422-5034
	道路で工事やイベントをしたいとき	都市整備局 道路課	☎06-6489-6480
	公園の維持管理についての相談や、イベントをしたいとき	都市整備局 公園課	☎06-6489-6531
	水路の維持管理に関すること	都市整備局 河港・21世紀の森推進課	☎06-6489-6498
	駐輪場や放置自転車に関すること	都市整備局 放置自転車対策担当	☎06-6489-6504
建物について	建物の新築・増築をするとき	都市整備局 建築指導課	☎06-6489-6647
	耐震診断をやりたい		
	景観(建物や看板など)について聞きたい	都市整備局 開発指導課	☎06-6489-6606
都市計画について	用途地域等の都市計画について調べたい	都市整備局 都市計画課	☎06-6489-6604
	地図(都市計画図、白地図)を購入したい		
	都市計画について相談したい		

ひと咲き まち咲き あまがさき

お問い合わせ先

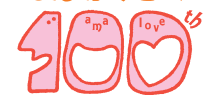
尼崎市 都市整備局 都市計画課

〒660-8501 尼崎市東七松町1丁目23番1号

Tel:06-6489-6604 Fax:06-6489-6597

E-Mail:ama-tosikeikaku@city.amagasaki.hyogo.jp

知れば知るほど
“あまがさき”



尼崎市市制100周年